

令和5年度 第2回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和5年5月25日（木）

15時00分～

場所 5階 大会議室

会 長 挨 捶

協 議 事 項

1 会長・副会長・常任理事協議事項について

【郡市医師会長検討事項】

1 新型コロナウイルス感染流行期の合併症による重症化について 長江 川口市医師会長

2 災害医療協定の見直しについて

滝澤 朝霞地区医師会長

報 告 事 項

1 医療事故調査制度の相談事案（令和5年3月分）について 松本常任理事 ※件数 1件

2 診療に関する相談件数等について（令和5年4月分）（資料なし）

松本常任理事
※件数 0件

3 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

4 令和5年度認知症サポート医養成研修受講者の推薦について【前期】

登坂（英）常任理事

県福祉部

前例：有

5 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

1 「令和5年度歯と口の健康週間」について（6枚）

桃木常任理事

日医

2 医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行
に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について
(5枚)

登坂（英）常任理事

日医

3 「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」および「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」の廃止について（11枚）

登坂（英）常任理事

日医

4 医薬品等に係る受領文書について（令和5年4月分）（1枚）

登坂（英）常任理事

日医

都市医師会長会議検討テーマ

2023/5/22

都市医師会名：川口市医師会

検討テーマ：新型コロナウイルス感染流行期の合併症による重症化について

要旨：

COVID19 が脅威であるのは、SARS-Cov.-2 により惹起される肺病変、血栓形成が難治であるからですが、オミクロン株流行以降は、ワクチン接種が進んでいたこともあり、中等症・重症 COVID19 患者における呼吸不全の原因が、SARS-Cov.-2 による直接的な肺障害等ではなく、高齢者の入院後合併症としてのうつ血性心不全、誤嚥性肺炎等であった事例が少なからず見受けられました。

もし COVID19 の感染が再度流行期に入った場合、現状ではコロナ禍以前であれば中小病院でも対応していた高齢者のうつ血性心不全、誤嚥性肺炎等の患者が、病態への関与が薄いと思われる SARS-Cov.-2 病原体保有者というだけで、中等症・重症 COVID19 の受け入れ先である高次医療機関に再び集中し、延いては地域の医療供給体制のバランスを崩してしまう懸念が残っています。

COVID19 診療の手引きには、「高齢者では、うつ血性心不全、誤嚥性肺炎、二次性細菌性肺炎が呼吸不全の原因となることに留意する」旨が記載されていますが、どのように医療資源を投入すべきかまでは示されていません。

私見としては、SARS-Cov.-2 によるウイルス性肺炎（多くがワクチン未接種者）と、SARS-Cov.-2 病原体保有者に合併した誤嚥性肺炎等とは、分けて対応する必要性を感じております。

上記に関して、病院間、病院・診療所間での一定の合意形成、ルール作りが望ましいのではないかと考えますが、埼玉県、各都市医師会のご意見はいかがでしょうか。

令和5年5月22日

郡市医師会名：朝霞地区医師会

検討テーマ：災害医療協定の見直しについて

要旨：

1 経緯

(1) 災害医療協定の成立

災害対策の一環として、埼玉県と埼玉県医師会が協議の上で災害医療協定のモデル案が策定された。本会は、平成27年12月、関係自治体である朝霞市、志木市、和光市、新座市と調整し、災害医療協定の締結に至った。

(2) 練馬区医師会との情報交換

本年2月に近隣医師会である練馬区医師会と災害医療協定についての情報交換を実施した。

2 課題及び要望

(1) 現協定についての見直し

現行の災害協定については、締結当時としては、災害時の派遣される会員の安全確保、輸送及び薬品類の手当、派遣された会員への補償等、優れた協定であった。しかし、7年が経過したこと。埼玉県以外の近隣医師会からの情報を受けると見直しの必要がある。(別紙に要約)

(2) 協定の見直しは、郡市医師会だけでは困難

現行の協定案策定時に埼玉県と埼玉県医師会が協力し合い合意形成に至った意義は大きく、同じような見直しの過程を想定すると、以降の関係自治体との話し合い等、締結に至る効率化が図られ時間的ロスが大きく低減できる。

(3) 埼玉県と埼玉県医師会との災害協定の見直し

先ずは、平成19年に締結した協定の見直しをお願いしたい。このことを、受けて埼玉県は県内自治体へ「医師会との災害協定の見直しの号令」を発していただき、各郡市医師会と関係自治体が早急に新協定の締結に向けて動ける環境を整えていただきたい。

3 最後に

災害は、待ったなし。災害医療に派遣される会員を護るために、早急なる埼玉県との調整を期待しております。

<以上>

備考

別紙第1：練馬区医師会「災害医療協定」等に関する情報交換について

別紙第2：現行の災害医療協定書(平成27年12月12日)

別紙第3：災害時の医療活動における協定書の比較(本会と練馬区医師会)

練馬区医師会「災害医療協定」等に関する情報交換について

1 災害協定書【練馬区（甲）、練馬区医師会（乙）。平成 30 年 10 月 3 日締結】
以下、本会との相違部分（特徴）

（1）出動条件

練馬区からの派遣要請がなくても、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ編成した医療救護班を直ちに各医療救護所及び災害時医療機関に派遣するものとする。（第 2 条 2 項）

（2）医療救護班

医療救護班が看護師を伴い出動し、報告した場合、医療救護班の班員とみなす。（第 3 条 4 項）

（3）医療救護所等における医療救護班の活動期間

発災から 72 時間とし、それ以降は、甲乙の協議に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。（第 5 条）

（4）給食・給水

医療救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。（第 9 条 2 項）

（5）合同訓練

乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に負傷者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。（第 12 条）

（6）費用弁償、医療紛争

医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。・・・対応については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条の規定を準用する。費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。（第 13 条 2、3、4 項）

（7）細目

この協定を実施するために必要な事項については、別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。（第 15 条）

2 医療救護所における医療救護班等活動マニュアルの制定

令和 4 年 3 月 練馬区災害医療運営連絡会が制定 目次を参考添付

医療救護所における医療救護班等活動マニュアル目次

目次

医療救護活動の流れ	1
災害医療の7つのキーワード	2
医療救護活動の指揮命令系統図	3
第1章 医療救護所への参集	4
1 参集条件	4
2 参集準備	5
3 責任者の決定	5
4 医療救護所の運営従事者	6
第2章 医療救護所開設	7
1 施設の安全確認	8
2 医療救護所の開設	8
3 開設等の報告	8
第3章 医療救護活動	9
1 傷病者来所	10
2 傷病者の振分け	10
3 トリアージ	11
4 軽症者手当／調剤・投薬	14
5 重症者等処置／搬送	15
6 医療救護所本部（記録係）運営	16
7 医療救護所における新型コロナウイルス感染症等感染対策	17
第4章 医療救護所閉鎖	19
1 医療救護所の閉鎖	17
第5章 時系列活動表	20
四師会の時系列活動表	20
第6章 資料編	24
1 連絡先一覧	24
2 医療救護所の運営様式（様式1～9）	27
3 医療救護所配置図	41
4 備蓄医療資器材等一覧	42
5 備蓄医薬品一覧	48
6 医療救護所アクションカード	50

現行の災害医療協定書

災害時における医療救護活動に関する協定書

朝霞市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、朝霞市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所等において傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供

（2）トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定

（3）死亡の確認及び死体の検査

（4）避難所等の巡回による必要な医療の提供

（5）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものほか、甲乙が協力して調達するものとする。

（医療費の負担）

第7条 第4条の業務にかかる医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の編成及び派遣に要した経費

（2）医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費

（3）医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（4）前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県医師会が平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定に準ずる。

（訓練）

第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（応援協力）

第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月12日

甲 朝霞市本町1丁目1番1号
朝霞市
朝霞市長 

乙 朝霞市本町1丁目7番3号
一般社団法人 朝霞地区医師会
会長 

ミヤマ 修

災害時の医療活動における協定書の比較（本会と練馬区医師会）

朝霞地区医師会	練馬区医師会
朝霞市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療活動に関して、次の通り協定を締結する。	練馬区を「甲」とし、一般社団法人練馬区医師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。
（総則）	（総則）
第1条 この協定は、朝霞市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（医療救護班の派遣）	（医療救護班の活動）
第2条 甲は、医療活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。	第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護活動の派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の要請を受けた時は、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。	2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を、直ちに甲の指定した医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。
（医療救護班に対する指揮）	3 <u>練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は、前2項による甲からの派遣要請がないときであっても、次条第1項の規定によりあらかじめ編成した医療救護班を直ちに各医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。</u>
第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定するものが行うものとする。	4 <u>甲は、前項により乙から報告があった派遣については、甲が医療救護班の派遣を要請したものとする。</u>
（医療救護班の任務）	
第4条 乙が派遣する医療救護班の業務は、次のとおりとする。	
（1）救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供	

甲の要請がなく
ても。
震度6弱以上は
自動発動

- (2) トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 避難所等の巡回による必要な医療の提供
- (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものほか、甲と乙が協力して調達するものとする。

(医療費の負担)

第7条 第4条の業務に関わる医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

(医療救護班の編成)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、医療救護班を編成しこれを甲に報告する。

- 2 前条に定める医療救護班の構成は、原則として、医師とする。
- 3 乙の医師会員が自主的に医療救護所または災害時医療機関に出動し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班の班員とみなす。
- 4 医療救護班員が看護師等を伴い出動し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。

(医療救護班の活動場所)

第4条 医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所および災害時医療機関において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第7条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施する。

(医療救護所等における医療救護班の活動期間)

第5条 医療救護所および災害時医療機関における医療救護班の活動期間は、発災から72時間とし、それ以降は、甲乙の協議に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。

(医療救護班の業務)

第6条 医療救護班の業務は、つきのとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者の応急処置
- (3) 死亡の確認

救護所等における自主的活動も認められる。

看護師等も班員とみなす。

活動期間を発災から72時間に制限。以降は、巡回等を行う。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費	
(2) 医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費	
(3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費	
(4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費	
2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県医師会が平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定に準ずる。	
(訓練)	
第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。	
(応援協力)	
第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。	
2 前項の規定により乙が市外で医療活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。	
(協議)	

(指揮命令)	
第7条 医療救護班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。	甲の輸送又は、自らが行う。
(医療救護班の輸送)	
第8条 医療救護班の輸送は、原則として甲または医療救護班自らが行う。	医薬品は、甲が備蓄する医薬品を使用する。
(医薬品等の備蓄・輸送)	
第9条 医療救護所においては、医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下、「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。	救護班の給食・給水は甲が行う。
2 医療救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。	
3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。	医薬品の輸送は甲が行う。
(災害時医療機関における医療救護)	
第10条 医療救護所または避難拠点等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、甲が指定する災害時医療機関に対し、その受け入れを要請することができる。	
(医療費)	
第11条 医療救護所および避難拠点等における医療費は無料とする。	
2 災害時医療機関における医療費は原則として傷病者負担とする。ただし、発災後3日間にかぎり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。	未徴収の医療費甲が督促

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月12日

甲 朝霞市本町1丁目1番1号
朝霞市
朝霞市長 富岡勝則(直筆)

乙 朝霞市本町1丁目1番3号
一般社団法人 朝霞地区医師会
会長 浅野 修(直筆)

※本協定書は、朝霞市長、志木市長、和光市長、新座市長と三師会の各会長（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と相互に締結している。[平成27年12月度臨時総会後に締結]

3 甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、災害時医療機関の負担とならないよう措置するものとする。

4 前2項による医療費については、災害救助法が適用された場合、同法第33条の規定による。

(合同訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に負傷者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第13条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成および派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
- (4) 災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償

2 医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

3 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法

訓練で発生した負傷者も医療救護の対象

医療救護活動により損傷した施設の弁償

医療紛争発生もカバーしている。

(昭和 22 年法律第 125 号) 第 1 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第 2 項中「公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参加)

第 14 条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関で構成する練馬区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第 15 条 この協定を実施するために必要な事項については別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(見直し)

第 17 条 この協定の各条項の適用に支障が生じた場合は、甲乙協議のうえ必要に応じて当該協定の見直しを行うものとする。

(旧協定の取扱い)

第 18 条 本協定の締結に伴い、平成 29 年 3 月 21 日に締結した

甲の連絡会に参画する。

別に「細目」を定める

「災害時の医療救護活動についての協定書」は廃止することとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年10月 3日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区長 前川 煙 男

乙 東京都練馬区高野台二丁目23番20号
一般社団法人 練馬区医師会

会長 伊藤 大介

寺師常任

産業医委嘱契約書の確認について

令和5年4月21日～令和5年5月18日 合計19件(新規10件・更新9件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
1	9 北足立郡市	松浦 浩	埼玉脳神経外科病院	東京都台東区台東一丁目三十二番六号 株式会社カナオカグラビア	事業場：北本市中丸10丁目194番地1 (株)カナオカグラビア 令和プラント	会員	新規
2	13 さいたま市与野	久米井 和彦	久米井医院	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 株式会社ニチイ学館	事業場：さいたま市大宮区桜木町1-7-5 29F (株)ニチイ学館 大宮支店 同企業の別事業場(県立小児医療センター)で既に 契約しており、本件も依頼があったとの事。	会員	新規
3	21 本庄市児玉郡	益子 研士	児玉中央病院	本庄市児玉町宮内字大谷838番地4 株式会社 エコスマクトリー		会員	新規
4	23 北埼玉	武正 寿明	武正医院	群馬県前橋市下佐鳥町468番地1 関東運輸株式会社	事業場：加須市下三俣968 関東運輸(株) 加須営業所	会員	新規
5	24 南埼玉郡市	糸川 達男	栗橋病院	加須市琴寄270-3 介護老人福祉施設 別邸暁	旧秋谷病院(北葛北部)が、事業場と近隣だったため別の医師と契約していたが、移転を機に 契約医師変更。	会員	新規
6	24 南埼玉郡市	糸川 達男	栗橋病院	茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋4668番地 株式会社Be-fresh	〃	会員	新規
7	24 南埼玉郡市	糸川 達男	栗橋病院	茨城県猿島郡五霞町元栗橋4668 株式会社リックス マーチャンダイズシステムズ	〃	会員	新規
8	24 南埼玉郡市	糸川 達男	栗橋病院	北葛飾郡杉戸町本郷195-1 株式会社 新木商事	旧秋谷病院(北葛北部)の別の医師と契約していたが、移転を機に契約医師変更。	会員	新規
9	24 南埼玉郡市	糸川 達男	栗橋病院	北葛飾郡杉戸町椿478-1 株式会社 ケイワンロジ	〃	会員	新規
10	25 越谷市	青木 勲	アオキクリニック	越谷市大字南荻島1987番地 社会福祉法人 温和会		会員	新規
11	12 草加八潮	松本 真彦	草加松原整形外科医院	草加市栄町1丁目1番6号 福野段ボール工業株式会社		会員	更新

産業医委嘱契約書の確認について

令和5年4月21日～令和5年5月18日 合計19件(新規10件・更新9件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考	会員	更新
12	12	草加八潮	高木 洋介	後谷診療所 草加市松江2丁目3-26 草加松原整形外科医院		会員	更新
13	12	草加八潮	高木 洋介	後谷診療所 草加市松江2丁目3-25 草加松原リハビリテーション病院		会員	更新
14	12	草加八潮	高木 洋介	後谷診療所 草加市青柳8-51-13 介護老人保健施設 翔寿苑		会員	更新
15	19	比企	鈴木 一年	鈴木医院 秩父郡東秩父村大字御堂634番地 東秩父村		会員	更新
16	19	比企	星 理恵	ほしこどもおとな クリニック 東松山市今泉28 株式会社YDM		会員	更新
17	19	比企	深谷 和正	深谷耳鼻咽喉科クリニック 比企郡滑川町大字福田750番地1 滑川町	事業場：比企郡滑川町大字福田700番地 滑川中学校	会員	更新
18	24	南埼玉郡市	糸川 達男	栗橋病院 幸手市上吉羽2100番28 キャストフィルムジャパン株式会社		会員	更新
19	28	北葛北部	佐藤 力	堀中病院 幸手市東4丁目6番8号 幸手市		会員	更新

登坂（英）常任

地ヶ第160号
令和5年5月19日

一般社団法人 埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県福祉部長 金子 直史

令和5年度認知症サポート医養成研修受講者の推薦について【前期】（依頼）

認知症施策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記研修について国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長から令和5年5月12日付け長寿発研修第051201号で募集の通知がありました。

県では、急速な高齢化の進展に伴い今後認知症高齢者が大幅に増加することが見込まれることから、引き続き認知症サポート医を養成し、主治医（かかりつけ医）を支援していただくとともに、各市町村が設置する認知症初期集中支援チームの主要メンバーとして、その役割を担っていただきたいと考えております。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、下記により受講者を御推薦くださるようお願ひいたします。

なお、認知症初期集中支援推進事業の推進や認知症サポート医が担当する高齢者人口を勘案して認知症サポート医の養成を進めたいと考えておりますので、それらを考慮の上、御推薦くださいますよう併せてお願ひいたします。

記

- 推薦様式 「令和5年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項」の「認知症サポート医養成研修受講申込書（別紙様式）」のとおりです。【受講者記入欄】部分を御記入の上、御提出ください。
- 推薦期限 令和5年7月7日（金）までに下記担当あて御送付をお願いします。
- 推薦人数 9人以内（さいたま市を除く。）
- 費用負担 研修受講費用（50,000円）は県が負担します。
- 謝礼 1人当たり30,000円（諸経費を含む）を研修受講者へお支払いいたします。
- 受講方法 eラーニング及びZOOMによるオンライン形式となります。
- 募集回 令和5年5月12日付け長寿発研修第051201号の別添2の7（3）申込期限により、第1回は期限内での調整が困難であるため、第2～4回の募集とします。
なお、受講決定通知は、各申込期限の回次ごとに調整の上、通知となります。
- 名簿公表 研修修了後の修了者名簿の公表について「受講申込書」と合わせて「意思確認票」（別紙様式2）を御提出ください。

担当 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 松山
電話 048-830-3251
FAX 048-830-4781
E-mail a3250-05@pref.saitama.lg.jp

認知症サポート医養成研修受講申込書

【都道府県・指定都市担当者記入欄】

所 在 地	〒	
連絡先	電話番号 :	FAX :
	E-mail :	
担当部局	担当者名	

【受講者記入欄】

希望者氏名	ふりがな		性別
生年月日	昭和 年 月 日 歳		
職場住所 (テキスト・修了証書の送付先)	〒		
職場名			
診療科(所属)	:		職名 :
連絡先	電話番号 :		FAX :
	E-mail(グループワークの案内の連絡先) :		
	緊急連絡先電話番号(グループワーク当日に連絡が取れるもの) :		
医師免許	医籍番号	第 号	
	登録年月日	平成 年 月 日	

研修に対する希望

希望する日程	第 回	9時30分～11時30分	13時～15時	16時～18時
受講料の負担	都道府県市	医師会	所属先	個人 その他
請求書送付先	郵便番号 :			
	住所 :			
	所属 :			
	役職 :			
	氏名 :			
	連絡先TEL :			
	E-mail :			
	請求書宛先(債務者) :			

認知症サポート医養成研修修了後の修了者名簿の公表について

県では、認知症サポート医養成研修修了者の名簿を広く県のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/sapotoi.html>)や刊行物等で公表しております。

これは、かかりつけ医や介護サービス関係者に地域の認知症サポート医を知っていただき、認知症の人の支援体制構築に役立てていただくことを目的としています。

つきましては、下記の公表例のとおり、研修修了後に公表させていただきたいので、別紙様式2の意思確認票に御記入の上、受講申込書とともに御提出ください。

記

※ 埼玉県ホームページから

認知症サポート医について

埼玉県では、一般社団法人埼玉県医師会と連携し、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を推進しています。

認知症サポート医の具体的な役割

1. かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
 2. 地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
 3. 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師※
- ※県(及びさいたま市)が行う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等医療関係者向け認知症対応力向上研修等の講師を依頼する場合があります。

埼玉県内の認知症サポート医の名簿

公表に同意が得られた医師の氏名等を掲載しています。

<名簿の様式・記載例>

氏名	医療機関名	診療科目名	医療機関所在地	医療機関電話番号
埼玉 太郎	彩の国病院	〇〇科	さいたま市浦和区高砂3-1 5-1	048-830-3251

担当 埼玉県福祉部地域包括ケア課
認知症・虐待防止担当 松山
電話 048-830-3251
FAX 048-830-4781

意思確認票

令和 年 月 日

埼玉県福祉部地域包括ケア課長 あて

令和5年度 認知症サポート医養成研修修了者名簿における公表について

→ (可 · 不可)

※どちらかに丸をお付けください。

1 お名前

2 医療機関名

3 診療科目

4 医療機関所在地

5 医療機関電話番号

長寿発研修第 051201 号

令和 5 年 5 月 12 日

各 都道府県知事 殿

各 指定都市市長 殿

国立研究開発法人

国立長寿医療研究センター

理事長 荒井 秀典

令和5年度認知症サポート医養成研修の募集について【前期】

標記研修については、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)により、実施しています。

つきましては、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱」(別添1)及び「令和5年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項」(別添2)を別添のとおり通知いたしますので、関係団体と協議して研修受講者を決定の上、別添2の7(3)に定める期日までに、受講申込書を当センターに提出いただきますようよろしくお願ひいたします。

(別添1)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 認知症サポート医養成研修事業は、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

第2章 認知症サポート医養成研修事業

(認知症サポート医養成研修事業)

第2条 本事業は、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」(以下「支援事業実施要綱」という。)の第1の1に基づき実施するものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

イ 支援事業実施要綱の第1の1(2)に掲げる認知症サポート医の役割を適切に担える医師

2 本研修終了後は、認知症サポート医の役割を担うことについて、実施主体の長が各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容とする。

ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術

イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(研修方法期間)

第5条 研修方法期間は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター指定の講師による講義・演習・テストを基本として行い、研修1回につき、ウェブでの研修を指定期間内に受講完了した者がその後グループワークを受講することとする。

(研修受講者数)

第6条 研修受講者数は、別に決定する定員とする。

(研修受講手続)

第7条 研修受講手続は、別に定める研修募集要項において定める。

(研修受講者の遵守事項)

第8条 研修受講者は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの指示事項を遵守しなければならない。

(研修の取消し)

第9条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長(以下、「理事長」という。)は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為を行った場合は、厚生労働省と協議し研修の受講を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合、当該受講者を推薦した都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の長にその旨通知するものとする。

(修了証書の交付)

第10条 理事長は、全課程研修修了者に対し、別紙様式による修了証書を交付する。

(修了者の登録)

第11条 理事長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修費用)

第12条 研修費用については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、別に定める研修募集要項において定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成17年10月31日から施行する。

改正 平成18年 6月 1日施行
改正 平成18年 8月 1日施行
改正 平成19年 5月 8日施行
改正 平成20年 5月19日施行
改正 平成21年 6月 4日施行
改正 平成22年 6月25日施行
改正 平成23年 6月14日施行
改正 平成25年 7月 8日施行
改正 平成26年 7月18日施行
改正 平成27年 5月19日施行
改正 令和 2年12月21日施行
改正 令和 5年 4月 1日施行

令和5年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項

1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 研修対象者

「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」第1(4)のとおり。

3 研修日時

別紙のとおり

4 研修内容

別紙のとおり

5 研修受講費用(全課程を修了した場合)

50,000円(消費税込み)

なお、支払い方法については、研修の全課程の受講修了後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが発行する請求書により、請求書に定める期限までに支払うこと。

6 修了証書の交付

修了証書は、全課程の修了者に対して交付する。

何らかの理由で全課程を修了できなかった受講者は不足分を受講した後に修了証書を交付する。

7 受講手続

(1)必要書類

受講申込書(別紙様式)

(2)手 続

都道府県又は指定都市(以下「都道府県市」という。)は、都道府県市医師会と相談の上、研修対象者の選考を行った後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに申込期限までに(1)の受講申込書を提出すること。

なお、郵送では期限に間に合わない場合は、FAX又はメールにより送信し、後日郵送すること。

個人が国立研究開発法人国立長寿医療研究センターへ直接申し込むのではなく、所属する都道府県市へ申込みを行うこと。

(3)申込期限(参加を希望するグループワーク日程により以下のとおり)

第1回グループワーク: 令和5年6月7日(水)必着

第2回グループワーク: 令和5年7月28日(金)必着

第3回グループワーク: 令和5年9月1日(金)必着

第4回グループワーク: 令和5年9月29日(金)必着

(4)受講者の決定

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、都道府県市から推薦された研修対象者の受講が決定した場合は、速やかに都道府県市に通知するものとする。

この場合において、都道府県市は、受講の可否を申込者に伝達すること。

8 問い合わせ先

〒474-8511

愛知県大府市森岡町七丁目430番地

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

長寿医療研修センター 担当:大久保

TEL:0562-46-2311(内)2701

FAX:0562-45-5813

mail:ookubo-m@ncgg.go.jp

9 その他

応募者が定員を超えた場合には、都道府県市と受講者の調整を行うものとする。

(別紙)

令和5年度 認知症サポート医養成研修 内容及び日程について

1 開催形式

eラーニングシステムとZoomを利用したオンライン形式で開催するものとする。

※第1回目については、eラーニングシステムを利用したオンライン形式と集合研修の複合型で開催するものとする。

2 研修内容

講義編:「認知症サポート医の役割」、「診断・治療の知識」、「制度・連携の知識」、「学習理解度テスト」(eラーニングサイトにて各自で受講、テスト合格にて修了・グループワークへの参加が可能となる)

グループワーク:テーマに沿った意見交換(集合研修及びZoomによりライブで実施)

3 受講スケジュール

講義編(eラーニングシステム):受講決定通知後、グループワーク開催日の3日前までに受講を修了すること。

グループワーク:下記日時のとおり(受講申込書に希望する日時・時間帯を記入)

第1回 令和5年7月22日(土) 13時～16時

品川フロントビル会議室

東京都港区港南2-3-13品川フロントビル B1階

第2回 令和5年9月16日(土)

①9時30分～11時30分 ②13時～15時 ③16時～18時

第3回 令和5年10月21日(土)

①9時30分～11時30分 ②13時～15時 ③16時～18時

第4回 令和5年11月18日(土)

①9時30分～11時30分 ②13時～15時 ③16時～18時

※グループワークの定員は、1日当たり180名とする。(第2回以降は原則、各時間帯60名×3回)

令和5年度 認知症サポート医養成研修受講に当たってのお知らせ

1 開催形式

eラーニングシステムとZoomを利用したオンライン形式となります。
eラーニングサイトで講義を視聴し、学習理解度テストを受けていただきます。テストに合格した受講者を対象にZoomを利用したライブでのグループワークを実施いたします。
※第1回目については、eラーニングシステムを利用したオンライン形式と集合研修の複合型で実施いたします。

2 開催日程

eラーニングシステム：受講決定通知を受け取られましたら、自分の参加されるグループワーク開催日の3日前までに受講修了してください。

グループワーク：下記日時のとおりです。

第1回 令和5年7月22日(土) 13時～16時

品川フロントビル会議室

東京都港区港南2-3-13品川フロントビル B1階

第2回 令和5年9月16日(土)

①9時30分～11時30分 ②13時～15時 ③16時～18時

第3回 令和5年10月21日(土)

①9時30分～11時30分 ②13時～15時 ③16時～18時

第4回 令和5年11月18日(土)

①9時30分～11時30分 ②13時～15時 ③16時～18時

※グループワーク(第2回目以降)については1日3回枠を設けておりますので、受講申込書にて希望する時間帯を1つ選択し申し込んでください。

3 受講方法

受講者の決定後、eラーニングシステム受講について記載された案内を、各都道府県市を通して受講者に送付いたします。案内が届きましたら、指示に従い、講義編の受講を開始してください。

Zoomを利用したオンラインでのグループワークについての案内は、グループワーク実施日の概ね1週間前までに受講者の方のメールアドレスに送付いたします。グループワークの案内が届きました受講者は、指示に従い、グループワークを受講してください。

eラーニングシステムの使用方法等、不明な点がありましたら下記事務局まで連絡願います。

※なお、グループワーク開催日の3日前までに講義編(eラーニング)を受講修了されなかった場合は、グループワークの受講はできませんのでご留意ください。

4 必要な機器・環境

eラーニングシステムおよびオンライン(Zoom)研修でご利用できる機器のバージョンと、必要な機器・環境等は以下のとおりです。

◆ eラーニングシステム

以下のいずれかのブラウザがインストールされている環境

- ・Chrome(最新版)
- ・Microsoft Edge Chromium(最新版)
- ・Safari(最新版)

※スマートフォン、タブレット端末でも視聴できますが、推奨環境外ですので注意願います。

◆オンライン(Zoom)研修

下記の機器・環境等については、事前に使用可能な状態であることをお試しください。

・パソコン…安定した通信環境でインターネットに接続できるパソコン

※事前にZoomアプリ(無料)をインストールしてください。

・音声出力…講師の声を聴くために使用

(イヤホン/パソコン内蔵や付属スピーカー/ヘッドセット/マイクスピーカーなど)

- ・音声入力…受講者同士の演習での話し合いなどで使用
(パソコン内蔵や付属スピーカー/ヘッドセット/マイクスピーカーなど)
- ・カメラ…受講者同士の演習での話し合いなどで使用
(パソコン内蔵や付属のカメラ/USB接続のWebカメラなど)
- ・インターネット回線…通信の安定性のため有線接続を推奨します。Wi-Fiでも安定していれば可能。

5 資料について

テキスト等研修に係る資料は、受講決定後、申込書に記載された住所に発送いたします。

6 受講料

受講料は、50,000円(消費税込み)です。

受講料については、グループワークまで修了された方に、後日当センター事務局より請求書を発行郵送いたしますので、銀行振込にてお支払いをお願いいたします。請求書については受講申込書に記載いただいた請求書送付先にお送りいたします。

受講料の負担者がわからない場合は、都道府県市の担当者にお問い合わせ願います。

7 修了証書

グループワークまで修了された方に後日郵送によりお送りいたします。

なお、1課程でも未履修の場合修了証書を交付することができませんので、承知おきください。

8 研修に関する留意事項等

- ・申し込み後、受講確定後にお知らせするeラーニングシステム及びZoomのURL等は厳重に管理してください。他人に知らせたり、外部に公開したりすることは止めてください。
- ・受講者は、研修の映像・音声を録画・録音等するなどして複製、外部への公開や二次利用するなどの行為は禁止します。
- ・グループワークではパソコンは1人1台準備してください。複数人で1台のパソコンを共有しての受講は出来ません。
- ・グループワークでのZoomの使用や操作については、各自で対応をお願いいたします。可能な範囲で情報提供に努めますが、当日のグループワークの直前や開催中は、対応できない場合があります。
- ・グループワークにおいて受講者氏名、ビデオ画像は講師及び事務局、他の受講者に共有されますのでご了承ください。
- ・グループワークのセッションの一部を録画させていただきます。参加確認の意味もありますのでグループワーク中はビデオオンにてお願ひします。録画内容は個人が特定できる形で公開されたり、他者に提供されたりすることはありません。

9 事務局連絡先

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

長寿医療研修センター 大久保

TEL:0562-46-2311(内線2701)